

中小・小規模事業者の皆さまへ

中小企業販売力強化支援事業」

事業者の販路開拓の取り組みを支援します！

本制度は、福岡県商工会連合会が福岡県の委託を受けて実施するものです。

県内の中小・小規模事業者の方を対象に、収益力向上と従業員の処遇改善を目的として、商工会・商工会議所を通じて県内外への商談会・展示会・物産展等への出展を支援します。

販路の開拓・取引の拡大に意欲のある事業者の方、従業員の処遇改善をお考えの事業者の方は、ぜひご活用下さい。



こんな支援が受けられます

◆合同出展による商談会等への参加

大規模展示・商談会に出展する合同ブースに参加することができます。

[平成26年度出展実績(例)]

商談会等名	来場者数
スーパーマーケット トレードショー2015	84,614名
FOODEX JAPAN 2015	77,361名



◆出展のためのセミナーへの参加

商談会等への出展にあたっては、商談を上手に進めるためのノウハウやブースづくりの留意点に関する事前セミナーを受講することができます。



◆個別のニーズに応じた商談会等への参加

国内で開催される商談会・展示会・物産展に、個々の希望に応じて出展することができます。出展にあたっては、50万円を上限として出展費用を補助します。



◆経営指導員等による支援

本事業の実施にあたっては、商工会・商工会議所の経営指導員等が一体となって支援を行います。また必要に応じて商談会等にも随行し、出展支援を行います。



制度を利用する際の注意点

- 本制度は、商工会・商工会議所を通じて商談会等への出展費用(費用の助成)を行う事業であり、事業者の皆様へ直接補助金を交付するものではありません。
- 従業員を雇用されている事業者の方が対象となります。
- 制度の利用にあたっては、「従業員の処遇改善計画」を提出していただく必要があります。
- また、処遇改善計画を従業員に周知すること、事業実施後の処遇改善内容を公表することが条件となります。(ただし、結果の公表については、営業上の秘密にあたるなど困難な場合はこの限りではありません。)

処遇改善計画の例

- ☑ 商談成約による売上高の〇%を一時金(ボーナス)として支給します。
- ☑ 従業員の賃金を〇%アップします。
- ☑ 〇〇手当を新設します。(または) 〇〇手当を〇%増加します。
- ☑ パート・アルバイトのうち〇名を正社員として登用します。

詳細は、お近くの商工会・商工会議所または下記までお問い合わせ下さい。

中小企業販売力強化支援事務局(福岡県商工会連合会/経営支援課)

所在地: 福岡市博多区吉塚本町9-15 中小企業振興センター7F TEL:092-622-7708 E-Mail:hanbai@shokokai.ne.jp